

6-1 身体的権利の概要 <標準編>

罪刑法定主義

「**罪刑法定主義**」は、“どのような行為が犯罪となり、どのような刑罰が課されるか”を、あらかじめ法として定め、人々が事前に知ることができるようにしておくということである。罪刑法定主義が実現することによって、権力者は法に定められていない理由で人々を犯罪者として処罰することができなくなる。人々は法に犯罪として定められた行為を避けることによって犯罪者として処罰されることもなくなるのである。

罪刑法定主義に基づいて、近代国家では犯罪と刑罰を明記した法律を制定している。日本では「**刑法**」が定められ、さまざまな犯罪が列挙されて、それぞれについてどのような刑罰が科されるか明記している【①】。

刑法が定める主な犯罪と刑罰

- 現住建造物等放火（108条）：死刑または無期もしくは5年以上の懲役【②】
- 殺人罪（199条）：死刑または無期もしくは5年以上の懲役
- 殺人予備罪（201条）：2年以下の懲役
- 強盗罪（236条）：5年以上の懲役
- 強盗致死傷罪（240条）：死刑または無期懲役
- 窃盗罪（235条）・詐欺罪（246条）：10年以下の懲役
- 事後強盗罪（238条＝窃盗犯が逃げるため暴行脅迫をしたとき）：強盗とみなす

法定手続きの保障

国民の身体的権利を守るためには、罪刑法定主義だけでは不十分である。それに加えて、証拠調べや刑事裁判が公正に行われる必要もある。これが「**法定手続きの保障**」の原理である。国民の権利を制限するためには法が定めた手続きによらなければならないとする趣旨で、近代国家ではそのための手続きを定めた法律を制定している。日本では犯罪と刑罰に関して「**刑事訴訟法**」という法律が定められ、事件捜査や刑事裁判の進め方について詳細なルールが定められている。

刑事裁判のしくみ

刑事裁判は、刑事事件の真実を発見し量刑を決定する手続きであり、**刑事訴訟法**に基づいておこなわれる訴訟である。【③】

犯罪事件が発生したときに事件を捜査し容疑者の身柄を確保するのが**警察官**の役割である。警察官は容疑が固まればこれを**検察官**に引き渡す（**送検**）。検察官は受け取った容疑者をさらに調べ、処罰する必要があると考えるときは裁判所（多くは地方裁判所）に裁判を起こす（**起訴**）【④】。一方、

① 刑法以外の法律でも、罰則が定められている法律（例えば道路交通法など）では、その罰則にふれる行為は犯罪となり処罰される。

また犯罪が成立するためには、その行為が犯罪行為に該当すること（構成要件該当性）に加えて、違法性・有責性の計3条件をすべて満たす必要がある。

② 懲役とは刑務所で労働を科される刑罰。禁錮とは労働を科されない刑罰である。

③ 刑事裁判は公共社会の秩序を維持するために行われるものであり、犯罪者に対する報復（仕返し）のために行われるのではない。

④ 検察官は、贈収賄事件のような特殊な事件については自ら直接に捜査をすることができる（例：東京地検特捜部）

捜査や裁判の過程において、容疑者の基本的人権が侵害されないように弁護をするのが**弁護士**の役割である。【⑤】

裁判は**証拠**に基づいておこなわれる。証拠を示して意見を述べることを立証という。裁判官は検察官と弁護士の双方の主張・立証を聞き、「合理的な疑いが生じない程度に犯罪が立証」された場合にのみ有罪判決を下す。それ以外の場合は無罪判決をしなければならない（**無罪推定の原則**）。

判決に不服がある場合は、上級裁判所（普通は高等裁判所）に**控訴**でき、控訴審判決でも不服がある場合はさらに上級の裁判所（多くは最高裁判所）に**上告**できる。判決が「確定」した場合はそれ以上争うことはできないが、誤った裁判によって基本的人権が侵害されてはいけいないので、判決が確定したあとも、無罪証拠が新たに発見されたなど例外的な場合には、裁判を最初からやりなおすこと（**再審**）が認められている。

検察審査会

刑事裁判を起こせる（起訴できる）のは検察官だけだが、検察官が起訴すべき事件を起訴しなかったら公共社会の秩序は保たれなくなってしまう。そのため地方裁判所がある都市に、くじで選ばれた有権者からなる**検察審査会**が置かれている。この審査会は、事件当事者からの求めに応じて、検察官の判断が正しかったか審査し、検察官に起訴すべき旨の勧告を出す。【⑥】

被害者の裁判への参加

2008年から犯罪の被害者や遺族が刑事裁判に参加し意見を述べるできるようになった。これは被害者や遺族が知りたいことを審理の過程で明らかにすることができるようにするためである。しかし、刑事裁判は報復の場ではないし、無罪推定の原則で進められなければならないものである。専門家の間では被害者や遺族が裁判に参加することに反対する意見もある。

裁判員制度

2009年5月から**裁判員制度**がスタートした。これは殺人や強盗致死傷などの重大事件について、国民から無作為に選ばれた裁判員が職業裁判官とともに事件を審理し、事実を認定し刑罰まで決めるという制度である。

この制度については、プロの裁判官だけによる審理にくらべて一般国民の常識を反映することができるとして積極的に支持する意見がある一方で、①被害者感情に影響されて冷静な審理ができず重罰化が進む、②裁判員が関与する前の「公判前整理手続」で証拠や争点が整理されてしまい冤罪が増える危険がある、③生涯にわたる守秘義務など負担が過大である、など懸念する意見もある。裁判員制度の導入によって、従来の裁判の欠点が克服されて憲法に精神に沿った裁判が行われるようになるのだろうか。

⑤刑事裁判の起訴ができるのは検察官だけである。ただし警察官が取り調べて容疑者を暴行した場合のように、公務員による犯罪事件で検察官が起訴をしない場合には、例外的に弁護士が起訴することができる（準起訴手続き）。この場合は、弁護士が検察官の役割を果たす。

■日本の裁判所 <刑事事件の場合>

最高裁判所
↑（上告）
高等裁判所
↑（控訴・上告）
地方裁判所
↑（控訴）
簡易裁判所または
家庭裁判所

簡易裁判所は軽微な事件を扱う。
家庭裁判所は少年事件を扱う。

⑥2009年5月から検察審査会の権限が強化され、検察官が不起訴とした事件について検察審査会が2回「起訴相当」の決議を繰り返した事件は、弁護士が起訴する制度が導入された。